

神戸女学院大学教職員組合役員選挙規程

1970 年 5 月 15 日制定
1971 年 5 月 12 日改正
1972 年 4 月 17 日改正
1973 年 3 月 12 日改正
1983 年 2 月 18 日改正
1987 年 11 月 20 日改正
1989 年 4 月 28 日改正
1991 年 3 月 11 日改正
1992 年 11 月 20 日改正
1993 年 12 月 3 日改正
1995 年 3 月 13 日改正
2000 年 6 月 2 日改正
2008 年 5 月 23 日改正
2012 年 1 月 20 日改正
2017 年 3 月 6 日改正
2024 年 3 月 1 日改正

- 第 1 条 本選挙規程は、神戸女学院大学教職員組合規約第 12 条の選挙について規定する。
- 第 2 条 選挙権及び被選挙権は、神戸女学院大学教職員組合に加入する全ての組合員が有する。
- 第 3 条 本選挙に関して選挙管理委員会をおく。
2 選挙管理委員会は、原則として被選挙権をもたない 3 名以上の役員をもって構成する。ただし、その構成員が 3 名に満たない場合は、役員の中より互選により選出するものとする。
- 第 4 条 選挙には、立候補及び推薦を認める。
2 立候補者は選挙管理委員会の定める日までに選挙管理委員会に申し出ることを要する。
3 推薦する場合、推薦される者の承認を得た上で、前項の手続きを行う。ただし、推薦者が組合員総数 10 分の 1 以上の場合は、本人の承認を要しない。
4 立候補者及び被推薦者のない場合には、組合員の中から選出する。
5 立候補者及び被推薦者が定数と同数の場合は、信任投票とする。
6 以下の任にある者は、被選挙権を持たないものとする。
(1) 図書館長
(2) 教務副部長
(3) 学生副部長
(4) 各学科長
(5) 大学研究所長
(6) 大学院研究科委員長
(7) 学長室・企画室職員
(8) 神戸女学院大学教職員組合規約第 23 条ただし書により本組合に加入することが認められたもの
- 第 5 条 投票は、執行委員長、副執行委員長、執行委員の区別なく、総役員の

- 定数だけ行う。
- 第 6 条 開票は、投票後速やかに行い、開票結果を公示する。
- 第 7 条 役員の当選決定は、上位投票者より順次決定する。ただし、部会別による配分を考慮することができる。
- 2 信任投票の場合は、投票総数の過半数を超えた候補者を当選決定とする。
- 3 最下位当選者が複数となる場合は、抽選によって決定する。
- 4 選挙管理委員会は、役員の当選決定後速やかに当選決定者を公示する。
- 第 8 条 役員の任期は、1 年とする。
- 2 役員が任期途中においてその資格を失った場合は、次点の者を順次繰り上げる。ただし、その任期は前任者の役員任期の残任期間とする。
- 3 役員は、引続き 3 選されない。ただし、役員を連続 2 年間勤めた者は、3 選禁止による 1 年間の停止期間が過ぎても、その後さらに 1 年間は役員を辞退することができる。
- 4 5 年以上役員を勤めた者は、役員に選ばれても辞退することができる。なお、神戸女学院教職員組合の役員経験年数は、その 2 分の 1 を神戸女学院大学教職員組合の役員経験年数に算入できる。また、立候補者の役員経験年数は、その 2 倍を年数に算入できる。
- 5 神戸女学院大学に着任後 3 年に満たない組合員が役員に選出された場合、役員を辞退することができる。
- 6 同一学科に所属する教員、または同一部署に所属する事務職員のうちから投票によって選出されるものは原則として 1 名とする。この場合、当該学科または部署からは、得票が多い方の組合員 1 名を選出し、他の 1 名を他の学科または部署の次点候補を繰り上げて選出する。ただし、被選挙権を有する組合員の少ない複数の学科・部署を選挙において統合して同一学科・部署とみなすことがある。統合の有無や調整の詳細については、当該年度の執行委員会が協議のうえで決定し、必ず役員選挙前に組合員にこれを公示するものとする
- 7 事務職員のうち、一般職職員については上限 2 名までとする。
- 第 9 条 役員の解任は、神戸女学院大学教職員組合規約第 14 条による。
- 第 10 条 本選挙規程の改正は、組合員総会の承認を必要とする。

附 則

本選挙規程は、1987 年 11 月 20 日から施行する。

本選挙規程は、1989 年 4 月 28 日から施行する。

本選挙規程は、1991 年 3 月 11 日から施行する。

本選挙規程は、1992 年 11 月 20 日から施行する。

本選挙規程は、1993 年 12 月 3 日から施行する。

本選挙規程は、1995 年 3 月 13 日から施行する。

本選挙規程は、2000 年 6 月 2 日から施行する。

本選挙規程は、2008 年 5 月 23 日から施行する。

本選挙規程は、2012 年 1 月 20 日から施行する。

本選挙規程は、2017 年 3 月 6 日から施行する。

本選挙規程は、2024 年 3 月 1 日から施行する。